

令和 7 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路原形復旧工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

浅瀬石川二期農業水利事業中泉幹線排水路原形復旧工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局
制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施するものとする。

なお、共通仕様書等に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、浅瀬石川二期農業水利事業計画に基づき施工した令和6年度中泉幹線排水路（その3）
工事から（その5）工事において、仮設用地に使用した農地の原形復旧及び管理用道路への砂利舗装
補修を行うものである。

2 工事場所

青森県北津軽郡鶴田町大字瀬良沢地内他

3 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

内 訳

（1）原形復旧工

畦塗工	1,514m
耕地復旧工（山土補充）	262 m ³
耕地復旧工（耕起）	13,113 m ²

（2）道路復旧工

砂利舗装補修工（C-40 t=10cm）	3,788 m ²
----------------------	----------------------

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等43日を見込んでいる。

なお、休業日には土曜日・日曜日・祝日を含んでいる。

2. 現場技術員

本工事に、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する場合は、氏名等につ
いて別に通知する。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保など
が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限

までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－２により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 104 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－２と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和 7 年 7 月 31 日（工事完了期限日）まで

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

（1） 騒音及び振動対策

騒音・振動等の対策については、十分配慮するとともに地域住民と協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2） 交通対策

工事資材等の運搬において、他の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

また、公共道路の使用にあつては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

（3） その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第 5 章 指定仮設

1. 工事用進入路

（1） 本工事場所への進入は、既設管理用道路及び耕地を使用するものとする。

（2） 工事用進入路として使用する既設管理用道路及び耕地については、施工に先立ち路面状況を監督職員に報告するものとし、工事用車両の通行により既設農道に損傷を与えた場合は、補修方法について発注者と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図に示すとおりである。

2 工事用地等の使用

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、使用時期、使用方法等について、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等の地権者及び周辺住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS規格品については、産業標準化法（令和元年7月1日施行）に基づき、国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) 石材

- 1) クラッシャーラン C-40

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階においては、監督職員より指示する工種について、立ち会いによる検測又は確認を受けるものとする。

イ 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に立会願いを提出する。

また、確認後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。

ウ 指示する工種の段階確認について、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

エ 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

(ア) 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。

- (イ) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。

なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

2. 原形復旧工

(1) 畦塗工

畦塗工に用いる土は、各耕地の表土とする。ただし、施工に当たっては、各耕地の地権者へ確認のうえ、実施するものとする。

(2) 耕地復旧

ア 補充土の投入後、耕起を行うものとし、補充土は購入土（山土）を用いるものとする。

イ 農地が降雨等により施工条件が悪い場合には、原則、耕起を実施してはならない。

ウ 耕起の実施に当たっては、事前に監督職員と農地の状況を確認するものとする。

エ 耕起の前後において、農地に雑物が確認された場合には、除去するものとする。

(3) その他

ア 耕地を対象とした原形復旧工については借地期間である4月末日までに終了させること。ただし、関係者により返還希望日が異なることから、完了期日を別途監督職員から指示するものとする。

イ 道路復旧工については営農状況をみて行う必要があることから作業着手前に作業時期を発注者と協議すること。

第10章 施工管理

1. 施工管理基準

本工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

2. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができるものとし、黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<https://www.jcomsia.org/kokuban/>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 地質、現場状況、気象条件等により工法を変更する必要が生じた場合
- (2) 監督職員が設計変更に必要な測量、図面作成を指示した場合
- (3) 地権者との間で復旧内容、工法等に変更が生じた場合
- (4) 畦畔復旧工や仮畦畔工が必要となった場合
- (5) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (6) 各工種の数量に変更が生じた場合
- (7) 上記以外の事象により施工内容に変更が生じた場合

第12章 その他

1 電子納品

工事完成図書は、次のものを提出しなければならない。なお、出力内容は監督職員と協議するものとする。

- ・ 工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
- ・ 出来形測定の写真記録及び施工写真等の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 1部

2 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通じて現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

4 週 8 休以上	
現場閉所率	28.5%（8 日／28 日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において、4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

3 週休 2 日制の促進

(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他〔理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他〔理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。〕

- 3) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

4 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 13 章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙—1

令和7年度

浅瀬石川二期農業水利事業
中泉幹線排水路原形復旧工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1．舗装工				
(1)砂利舗装工				
敷砂利	クラッシュラン,C-40	m ²	3,788	
2．耕地復旧工				
(1)耕地復旧工				
畔塗工		m	1,514	
耕地復旧（補充土）		m ³	262	
耕地復旧（耕起）		m ²	13,113	
3．その他				

工 期 通 知 書

令和7年○月○日

分任支出負担行為担当官

東北農政局津軽土地改良建設事務所長

長野 誠司 殿

住所 ○○○

商号又は名称 ○○○

氏名 例：支店長○○○、代表取締役社長○○○

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	○○○工事
工事場所	○○○
契約予定年月日	令和 7 年 ○月○日
工事の始期	令和 7 年 ○月○日
工期	工事の始期から 令和 ○年 ○月○日 まで (○○日間)

契約の締結までに提出すること。

契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

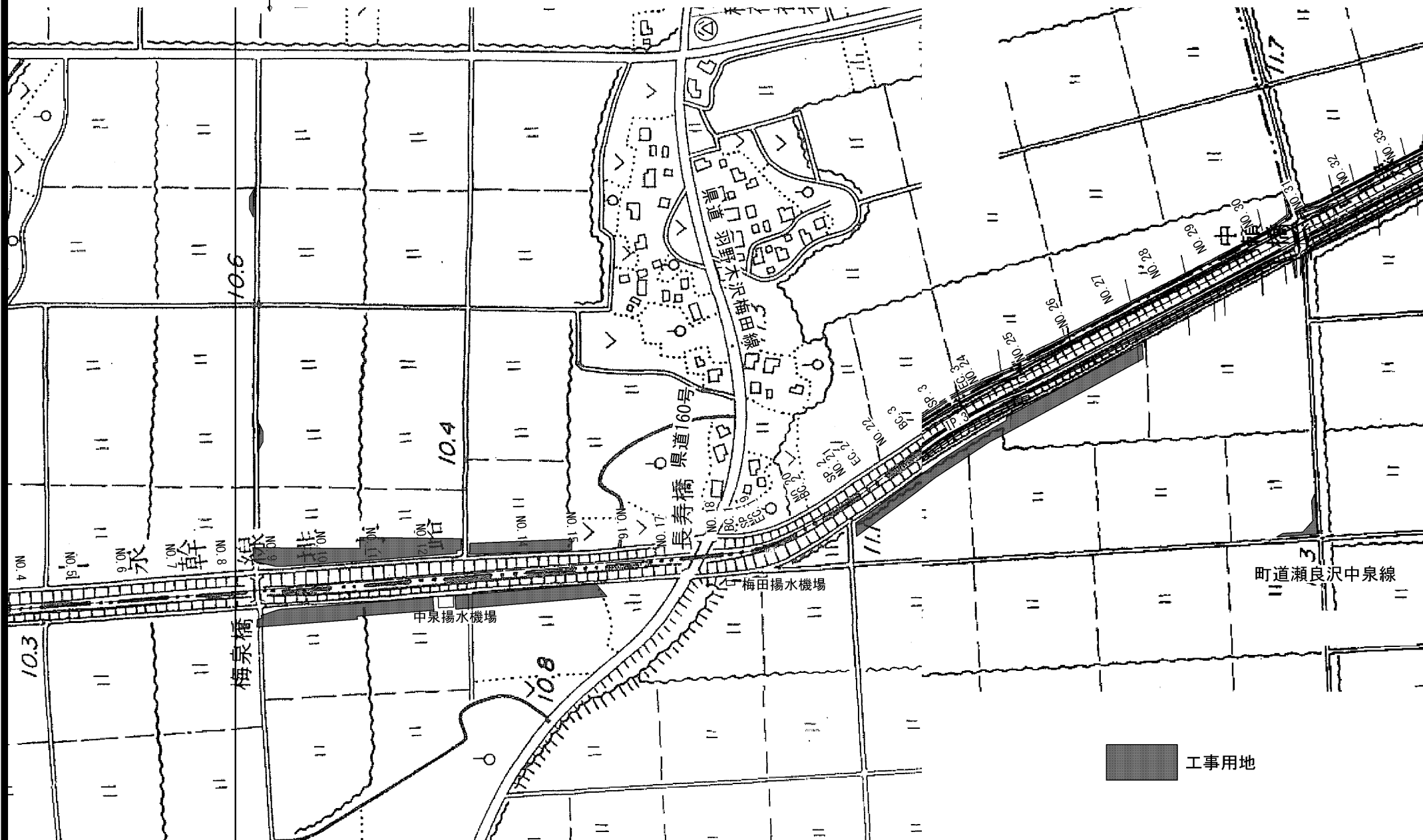
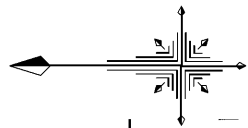
イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別図

工事用地図



令和7年度 浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路原形復旧工事

圖 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2 1 / 5	原形復旧工計画平面図 (1 / 5)	1	
2 2 / 5	原形復旧工計画平面図 (2 / 5)	1	
3 3 / 5	原形復旧工計画平面図 (3 / 5)	1	
4 4 / 5	原形復旧工計画平面図 (4 / 5)	1	
5 5 / 5	原形復旧工計画平面図 (5 / 5)	1	
3	道路復旧工計画平面図	1	
	合 計	7	